

5 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体改革の推進について

(総務省・財務省)

国庫補助負担金，地方交付税，税源移譲を含む税源配分の在り方に関する三位一体の改革は，「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権の観点から取組を進めるべきものであります。

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進めていくためには，国の関与を縮小するとともに，地方税財源の充実確保により，国庫補助負担金や地方交付税に過度に依存しない地方税財政制度を確立することが不可欠であり，このため，国から地方への税源移譲を三位一体改革に当たっての基軸とすることが是非とも必要であります。

しかしながら，国の平成16年度予算編成においては，地方側からの具体的な提言が十分に反映されることなく，情報の開示も不十分なまま国庫補助負担金の見直しが進められたうえ，税源移譲につながらない廃止・縮減も多額に上りました。更に，地方交付税と臨時財政対策債の唐突かつ大幅な削減も行われております。これらは，三位一体改革の理念に沿うものとは言えず，三位一体改革が国の財政再建を優先したものに終わることを強く危惧させるものであります。

このような状況を踏まえ，個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築するという地方分権の理念に立ち戻り，国と地方の新たな役割分担に基づく国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体改革を着実に推進するよう強く要望します。

要望事項

1 国から地方への税源移譲

- (1) 国庫補助負担金の廃止・縮減に先行した本格的な税源移譲の決定による改革の推進
- (2) 地方の自主的・自立的な行財政運営の確立のため、国税と地方税の税源配分を当面 1 : 1 とすることを目標とした基幹税における税源移譲の実現

2 国庫補助負担金の改革

- (1) 地方の意見を反映し、その自由度の拡大につながる国庫補助負担金の見直し
- (2) 地方への負担転嫁を伴わない、税源移譲と一体となった国庫補助負担金の廃止・縮減の確実な実施

3 地方交付税制度の改革

- (1) 標準的な行政サービスの安定的提供のため、財源保障機能と財源調整機能を一体的に果たす地方交付税の所要額の確保
- (2) 地方の実態を踏まえた中期的視点からの地方交付税改革の実施

主な要望先：総務省（自治財政局財政課、調整課、交付税課） 財務省（主計局主計官）

本件に関する連絡先：理財局 財務部 主計課 担当課長 木村 繁 TEL075-222-3290